

## 琴平町障害者活躍推進計画

機関名	琴平町
任命権者	琴平町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
琴平町役場における障害者雇用に関する課題	<p>本町は、障害者の法定雇用率は達成しているものの、平成10年度以降、障害者の採用を行っていない状態であり、積極的な採用活動が必要である。</p> <p>また、障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>法定雇用率の維持</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：3.45%</p>
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
③ 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	在職者に対し、アンケート調査を実施する。
④ キャリア形成に関する目標	障害者が担当する職務の拡大を検討する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、人事担当者等が労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出についての検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。</p> <p>○障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入を検討する。</p> <p>○障害者との定期的な面談等により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえても、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>

	(2) 募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
	(3) 働き方	<p>○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
	(4) キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、階層別研修や専門研修等を実施する。</p>
	(5) その他の人事管理	<p>○職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p>
4. その他		
		<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を促進する。</p>